

## 年金裁判 不当判決

### 国いいなり 一方的な年金額の削減を容認

5月10日(火)、年金裁判に対する判決が言い渡されました。国いいなりの、年金額の一方的削減を容認する不当判決でした。翌日の広島地裁においても不当判決が出され、神奈川県地裁判決を残して司法として憲法に基づく原告の権利を認めない不当な判決が続いています。判決後開かれた報告集会では、原告らは高裁に控訴することを表明しています。



## 年金減額違憲訴訟、和歌山地方裁判所の不当判決に対する声明

本日、和歌山地方裁判所は、和歌山県在住の原告103名(判決時100名)が、2016年11月7日に、厚生労働大臣による2013年12月4日付け国民年金・厚生年金保険年金額改定決定による-2.5%と、2015年4月に実施された「マクロ経済スライド」調整率-0.9%との、「減額分の返還を求めた」訴訟に、原告の請求を棄却するという不当判決を下した。

私たちは、一方的な年金の減額が、高齢者にとっての命綱である年金受給権を侵害し、憲法25条(生存権)や29条(財産権)、13条(幸福追求権)、さらに制度後退禁止を求めた社会権規約に違反するものであり、到底認められるものではないと主張してきた。

また、低年金者の生活実態を聞くことを一切せず、年金の低劣さ、とりわけ女性の年金生活の実情を理解せず、国会でも十分な審議を尽くさず、たった2日間で成立させた「平成24年改正法」の立法過程にも大きな過誤があることも明らかにしてきた。

裁判毎に、年金生活者の苦しい暮らしぶりや願いを陳述し、全国の学者・研究者の意見書を提出するなどして、本件年金減額処分が取り消されるべきものであることを、憲法をはじめ法律論や社会権規約などをふまえて明らかにしてきた。

原告・弁護団は、課題毎に準備書面や、被告の主張に対する反論・意見書を提出し、本件の年金減額措置の誤りを明らかにしてきた。

原告団と「年金引下げ違憲訴訟」を支援する和歌山の会は、公正判決を求める署名運動にとりくみ、多くの県民の声を裁判所に提出してきた。

本日の判決は、年金受給者の生活実態、原告らの悲痛な訴え、多くの高齢者の低年金問題等に言及することなく、「広範な立法裁量」論を踏襲して、国の社会保障政策に関する主張を無批判に受け入れるものであり、人権保障を使命とする裁判所の役割を放棄したものと看做ざるを得ない。

私たち原告団は弁護団と協議し、今回の不当判決に対し、大阪高等裁判所に控訴し、憲法に則った「若者も高齢者も安心して暮らせる年金制度」をつくるために、引き続き全力を尽くして闘う決意を表明する。

2022年 5月10日

「年金引下げ違憲訴訟」和歌山県原告団

「年金引下げ違憲訴訟」和歌山県弁護団